

## 国大化学会同窓会会則の変更

クラス幹事を廃止し同窓委員を新設するにあたり、  
会則の一部 会則 5. 役員 を次のように変更する  
ことが総会で承認されました。

### 会則 5. 役員

- (1) 本会に次の役員をおく。
- |     |    |
|-----|----|
| 会長  | 1名 |
| 副会長 | 3名 |
- (現職教員正会員1名を含む)
- |          |             |
|----------|-------------|
| 執行役員     | 12名以上       |
| うち学生代表役員 | 若干名         |
| クラス幹事    | 卒業年度ごとに1名以上 |
- ⇒ 同窓委員 卒業年度または研究室等の集団単位で1名以上
- |      |    |
|------|----|
| 監査委員 | 2名 |
|------|----|
- (2) 役員は次の任務を負う
- (イ) 会長は、本会の会務を統括する。
- (ロ) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある場合はこれを代行する。
- (ハ) 執行役員は会務の運営に当たる。
- (ニ) クラス幹事は、卒業年度ごとの会員のまとめ、連絡に当たる。
- ⇒ 同窓委員は、各集団の会員のまと

め、連絡に当たる

(ホ) 監査役員は、会の財務に関する監査を行う。

### (3) 役員を選出

(イ) 会長は、役員会の議により推薦し、総会において承認する。

(ロ) 副会長は、役員会の議により推薦し、総会において承認する。

(ハ) 執行役員は会長および副会長の推薦により会員から選出し、役員会で承認、総会で報告する。

(ニ) クラス幹事は、各クラス正会員の中から選出する。

⇒ 同窓委員は、会を構成する集団の正会員の中から選出する

(ホ) 監査役員は役員会により選出し、総会において承認する。

### (4) 役員の任期

各役員の任期は4月1日からの2年間とし、重任を妨げない。クラス幹事に任期は設けないが、適宜交代することができる

⇒ 同窓委員に任期は設けないが、適宜交代することができる